

手足の不自由な子どもたち

平成30年度/No.379

はげみ

4 / 5

April—May



特集

補装具2—活用と発展—



第36回肢体不自由児・者の美術展入賞作品「初夏の「ハナミスキ」の木」
市丸 桃愛（10歳）

はげみ

平成30年度
4・5月号

はげみ通巻379号



目次

広場 特集：補装具2ー活用と発展ーにあたって	小崎 慶介	2
特集 補装具2ー活用と発展ー		
各論1 車椅子	小崎 慶介	4
各論2 座位保持装置、カーシート	小池 純子	10
各論3 歩行器・杖	伊藤 順一	17
各論4 日常生活用具 頭部保護帽・座位保持椅子(シャワーチェア)	瀬下 崇	23
各論5 新しい移動機器の考え方	松尾 清美	28
各論6 自助具や周辺の支援機器を最新の技術(3Dプリンタ)で作る	吉岡 純希	42
コラム モンゴルに車椅子を運び続けて ——モンゴル療育支援事業を振り返る	榎 ひさ恵	48
トピックス① 第3回 オリジナルスポークカバーデザインコンテスト表彰式		51
トピックス② 社会福祉法人日本肢体不自由児協会創立75周年記念式典		52
今号の表紙	市丸 桃愛	54

特集.. 補装具2-1活用と発展-にあたって

心身障害児総合医療療育センター 整肢療護園長

小崎慶介

前号に引き続いて、「補装具2-1活用と発展-」の特集をお届けします。今号では、主に移動や姿勢保持のために用いられる車椅子・歩行器・座位保持装置などの補装具や日常生活用具について紹介・解説する他、新技術を踏まえた今後の補装具の方向性についても紹介します。

各論1では、私が車椅子の種類と使い分けについて解説します。車椅子は、起立歩行困難な移動機能障害のある子どもには必須の補装具ですが、多くの種類があり、大変わかりにくくなっている面があります。子どもの身体状況に合わせた車椅子をどのように選択するか参考にしていただきたいと思います。

各論2は、座位保持装置・座位保持椅子・カーシートについての紹介です。きちんとした座位姿勢をとることは子どもの運動発達にとって重要なポイントです。座位保持装置・座位保持椅子を使用する目的から、その種類、作製・使用上の留意点、子どもの発達段階に応じた使い分けについて解説しています。また、座位保持能力が十分ではない子どもが、自動車に乗車する際に欠かせない特殊なカーシ

ートについても紹介しています。

各論3では、歩行器や杖についての紹介です。座位保持困難な子どもにも使用可能な歩行器についても紹介いたします。

その他、補装具ではありませんが、日常生活用具について各論4で紹介いたします。補装具外来で頻繁に処方されるものとしては、頭部保護帽、シャワーチェアなどがあります。各論5以降は、これまでの補装具の類型にとらわれない視点から、今後の補装具の在り方について解説・紹介をします。

各論5では、執筆者自身も車椅子ユーザーであり、新しい移動支援機器の考え方について、最重度の障害がある子どもであっても自らの意思で移動する手段を獲得するための取り組みについて多くの実例を示しながら紹介いたします。

各論6は、補装具に限らず日常生活の道具や子どもたちの遊びに結びつくいろいろな道具を3Dプリンターなどの最新技術を応用して作る試みについての紹介です。

これらのアプローチは、コンピュータ科学や工学技術の



発達によって当事者や介護者のアイデアが比較的容易に実現可能となってきたことを反映しています。今後さらなる発展が期待されるところです。

今号は、特集以外にも車椅子に関連した記事も掲載しています。

小児用の車椅子はユーザーの成長によって、比較的頻回に更新されるため成人の車椅子と比較して、「お古」が発生しやすい宿命にあります。他方で、発展途上国では子ども用車椅子までには、財政的なことも含めて支援が行き届かないため、これらの国々に使わなくなった小児用車椅子を届けて使ってもらう運動について紹介をします。

また最近では、装具にいろいろな飾りを付けたりするなど補装具にも見た目やデザインの重要性が注目されてきていますが、使う人自身が自分の物をデザインすることは、とてもエキサイティングなことです。そのようなムーブメントの一つとして、車椅子の「スポークカバーデザインコンテスト」について紹介します。

前号の総論でも触れたように、厚生労働省の定めた「補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」は、時代の変遷や当事者のニーズの変化とともに改定されています。たとえば、小児の電動車椅子については、各論5で紹介されているようにたとえ重度の肢体不自由があっても、低年齢時から「自らの意志によって動く」経験を積むことにより成長とともに自立心を育むなどの効果が期待されることから、以前よりも低年齢での支給が認められるようになってきました。子どもたちにとって真に必要な物は、保護者と医療療育スタッフがきちんと必要性を行政に訴えていくことも大切なことと考えます。

《補足と訂正》

前号総論で紹介した健康保険を利用して作製する治療用装具の装着意見書について、平成30年2月9日付厚生労働省保険局医療課長通知により平成30年4月1日から健康保険で補装具を作製する際の意見書に、医師が装用の必要性を認めた日と装着開始日の両方の記載が必要になることになりました。また、靴型装具については完成した装具の写真を添えて申請することとなりました。前号の発行日とほぼ同時の通知であったために読者の皆様には、古い情報をお伝えすることになってしまいご迷惑をお掛けすることとなりましたことをお詫びして訂正いたします。

